

平成29年8月1日

都道府県土地改良事業団体連合会
総務担当部長 殿

全国土地改良事業団体連合会
総務部長

個人情報保護に関する規程（例）の一部改正について

平素から、土地改良区等における組織運営の強化にご尽力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）は、平成27年9月9日にその改正法（平成27年法律第65号）が公布され、平成29年5月30日に全面施行されるとともに、今後は、個人情報保護委員会から「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）」に則して個人情報を取り扱うことについて、先般、通知したところです。

今回は、改正法及び新たなガイドラインに基づき、平成17年4月13日付けで示している個人情報保護に関する規程例（平成25年8月21日全面見直し）について、農林水産省担当部局と調整の上、別添のとおり見直しを行ったものであります。

つきましては、貴会会員土地改良区等への周知方よろしくお願い致します。